

「●●県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者を、「商工会」及び「商工会連合会」とは商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び県商工会連合会（以下「県連合会」という。）を、「商工会議所」とは商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、次に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与することを目的として補助金を交付する。

- (1) 商工会又は商工会議所及び県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）
- (2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）
- (3) 商工会又は商工会議所が行う地域の振興を活性化するための事業
- (4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業

「●●県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づく実績報告書」

(別紙3)

事業実績報告書

(1) 商工会の行う経営改善普及事業の実績  
都道府県名 単会実施分・広域連携実施分

経営指導員設置延月数	32		38										
	010100	32	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
巡回指導	製造業	010101											
	建設業	010102											
	小売業	010103											
	サービス業	010104											
	その他	010105											
	計	010106											
	計	010107											
窓口指導	製造業	010201											
	建設業	010202											
	小売業	010203											
	サービス業	010204											
	その他	010205											
	計	010206											
	計	010207											
創業指導	巡回指導	010301											
	窓口指導	010401											
	計	010501											
講習会等による指導件数				経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
			32	43	48	53	58	63	68	73		78	83
	集団指導	回数	020601										
	個別指導	回数	030601										
		計	020602										
		計	030602										
金融の総数			32	総案件数	貸付件数	総貸付総額(千円)	貸付総額(千円)						
	民生福祉公庫	一般・特別	040101	38	43	48	57						
		マル経	040102										
		マル経	040103										
		マル経	040104										
		マル経	040105										
		計	040106										
	その他	県制度融資	040201										
		市町村制度融資	040202										
		協賛融資	040203										
その他金融機関		040204											
		計	040205										
合計		040300											

## 「経営改善普及事業等の実施方針」

### I 経営改善普及事業

#### 1. 原則

経営改善普及事業は、次の要件を備えてなければならない。

- (1) 地区内(広域連携する地域においては地域内を含む。以下同じ。)の小規模事業者(小規模事業に従事する後継者、役員及び従業員を含む。)及び地区内で創業を予定するものを対象とするものであること。

なお、後記3の(21)に規定する場合にあっては、小規模事業者以外の者を対象とすることは差し支えない。

#### 3 (21) 小規模事業者以外の指導

- ① 対象外事業者から相談を受け、又は指導を求められる場合、これをむげに拒否することは地区内における業務遂行上種々悪影響を及ぼすことが考えられるので、一応の指導は行っても差し支えなく、また、補助対象事業として実施する講習会、講演会等についても、小規模事業者の利用に支障をきたさない程度において、対象外事業者等の利用を許すことは差し支えない。ただし、次の点に留意するものとする。
- (ア) 対象外事業者からの相談事項等が、その解決に日時を要すると考えられる場合は、一応の指導を行ってから、一般職員(補助対象外職員)に移管するか、又は他の然るべき指導機関を紹介するなどの措置をとること。
- ただし、指導を受けたことのある小規模事業者が対象外事業者となった場合であって、その後も引き続き指導を続けることが適当と判断されるときは、この限りでない。
- (イ) 講習会等の運営(受講料等を徴する場合はその徴収方法等も含む。)は、対象外事業者に有利なように行われてはならない。

# 「大阪府小規模事業経営支援事業費補助金交付要領 別表」

補助事業の区分		交付基準				
		内容・交付要件	算定基準	補助率	対象経費	
経営相談 支援事業	事業所カルテ サービス提案	事業所カルテ・サービス提案書	20,000円×事業所数	×係数	10/10以内	給与、旅費、会議費、印刷製 本費、通信運搬費、雑役務 費、回線使用料、消耗品費、 道路通行料、燃料、借損料、 保守費、図書購入費、等
	事前相談	相談申込前の相談(2回限り)	4,000円×回数を加算			
	事後相談	支援開始後、新たなサービス提案につな がった下記支援以外の相談(※)	4,000円×回数を加算			
	支援機関等への つなぎ	紹介実績報告書	10,000円×支援数			
	金融支援(紹介型)	金融支援(紹介型)報告書	30,000円×支援数			
	金融支援(経営指導型)	金融支援(経営指導型)報告書	40,000円×支援数			
	マル経融資等の 返済条件緩和支援	返済条件緩和支援報告書	20,000円×事業所数			
	資金繰り計画作成支援	資金繰り計画作成支援報告書	20,000円×事業所数			
	記帳支援	記帳支援報告書	25,000円×事業所数			
	労務支援	労務支援報告書	20,000円×事業所数			
	人材育成計画作成支援	人材育成計画作成支援報告書	20,000円×事業所数			
	マーケティング力 向上支援	マーケティング力向上支援報告書	20,000円×事業所数			
	販路開拓支援	販路支援報告書	20,000円×支援数			
	事業計画作成支援	事業計画作成支援報告書	50,000円×支援数			
	創業支援	創業支援報告書	20,000円×事業所数			
	事業継続計画 (BCP)作成支援	事業継続計画作成支援報告書	20,000円×事業所数			
	コスト削減計画 作成支援	コスト削減計画作成支援報告書	20,000円×事業所数			
	財務分析支援	財務分析支援報告書	10,000円×事業所数			
	5S支援	5S支援報告書	10,000円×事業所数			
	IT化支援	IT化支援報告書	20,000円×事業所数			
債権保全計画 作成支援	債権保全計画作成支援報告書	10,000円×事業所数				
結果報告	結果報告書	10,000円×事業所数				
事後相談	支援開始後、結果報告完了までの 上記支援以外の相談(※)	4,000円×回数を加算				

(※)1つのカルテにおける事後相談は合計で2回限りとする。

補助事業の区分		交付基準			
		内容・交付要件	算定基準	補助率	対象経費
専門相談 支援事業	専門相談	経営上の専門的ニーズに対応するため、民間 専門家を活用し、高度専門的な見地からの助 言を行う	23,000円×相談実施日数 ただし、記帳支援のために税理士を活用す る場合、25,000円×事業所数	10/10以内	給与、謝金、旅費、会場費、会 議費、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費、回線使用料、 消耗品費、道路通行料、燃 料、借損料、保守費、図書購 入費、等
地域活性化 事業	地域活性化事業	地域の独自性、主体性を活かしながら、まと りとしての地域産業の活性化を図るため、セ ミナー等の開催やものづくり活性化事業、商 業活性化・集客促進事業等を実施するために要 する事業費	サービス単価×支援対象企業数×係数 ただし、事業費の算定にかかるサービス単 価及び係数は商工会等が提案するものとし、 下記の算定基準により算出される額の範囲 内で、知事が必要と認める額	1/2以内 ただし、広域連 携事業は、 3/4以内、 府施策連携事 業は 10/10以内	給与、謝金、旅費、会場費、会 議費、PR費、印刷製本費、通 信運搬費、雑役務費、回線使 用料、消耗品費、道路通行 料、燃料、借損料、保守費、図 書購入費、等
	人材育成型支援	セミナーや講習会等、専門知識の習得や有用 な情報のタイムリーな提供等により、人材の スキルアップを図る事業	サービス単価×支援対象企業数×係数 (標準サービス単価:20,000円)		
	人材交流型支援	異業種交流会等のマッチングの場の提供や 研究会・勉強会等のディスカッションにより、 人材が双方向に交流できる事業	サービス単価×支援対象企業数×係数 (標準サービス単価:40,000円)		
	販路開拓型支援	展示商談会や産業フェア等への出展支援や 商業(商店街)活性化等、商談・販売促進につ ながる事業	サービス単価×支援対象企業数×係数 (標準サービス単価:50,000円)		
	ハンズオン型支援	創業や地域ブランドの形成等により、商品 の開発や販売戦略、デザイン等、トータル的に ハンズオン型で支援する事業	サービス単価×支援対象企業数×係数 (標準サービス単価:100,000円)		
	独自提案型	上記の支援内容に当てはまらない事業につ いて、団体が提案する事業	サービス単価×支援対象企業数×係数		
	事務費	おおさか地域創造ファンド事業にかかる事務 費	助成金交付決定額×3%		
商工会等 支援事業	商工会等支援	経営指導員の資質向上を目的として行う経営 指導員研修及び商工会等が実施する小規模 事業経営支援事業を効果的・効率的に実施す るための支援を実施するために要する経費の うち、経営指導員の活動に要する経費	サービス単価×支援対象者数×係数 ただし、事業費の算定にかかるサービス単 価及び係数は商工会等が提案するものとし、 上記の算定基準により算出される額の範囲 内で、知事が必要と認める額	10/10以内	給与、謝金、旅費、会場費、会 議費、PR費、印刷製本費、通 信運搬費、雑役務費、回線使 用料、消耗品費、道路通行 料、燃料、借損料、保守費、図 書購入費、等